

平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について

（平成12年2月8日
閣議了解）

1. チッソ株式会社（以下「チッソ」という。）に対する支援措置については、チッソの経営状況を踏まえつつ、中長期的な観点から検討を行った結果、「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置」（平成11年6月9日水俣病に関する関係閣僚会議申合。以下「申合せ」という。）において、政府としての抜本策をとりまとめ、政府案として関係者に提示したところである。

これに対し、チッソは、「チッソ再生計画」を策定し、自らの徹底的な経営合理化と関係金融機関の適切な協力等を得て、平成12年度以降、年間53億円を上回る経常利益を確保するとしている。また、申合せ2. に基づく国以外の関係者に対する国の強い要請についても、次のとおり満たされたところである。

(1) 「チッソの自助努力、償還原資の確保、株主責任の明確化」について

チッソは、「チッソ再生計画」を着実に実施することにより、自助努力、償還原資の確保、株主責任の明確化を行うこととしている。

(2) 「関係金融機関による既往金融支援対象債務についてより踏み込んだ支援措置について」

関係金融機関は、「チッソ再生計画」に掲げる金融支援要請を応諾している。

(3) 「地元の協力」について

地元は、熊本県出資の財団法人水俣・芦北地域振興基金、財団法人水俣病問題解決支援財団及び財団法人水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金が、申合せ3.(3)に掲げるセーフティ・ネットの機能を担うことにより、所要の協力を行うこととしている。

2. これを踏まえ、国は、チッソが患者県債の発行によらず経常利益の中から患者への補償金を優先的に支払っていくことを支援するため、患者県債方式を平成12年度下期以降廃止するとともに、既往公的債務について、申合せの政府案のとおり、以下の措置を講ずる。

(1) 熊本県は、チッソが、経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲内で県への貸付金返済を行い得るよう、各年度、所要の支払猶予等を行う。

(2) 国は、県が上記(1)の措置を講ずる場合に県債償還に支障をきたさぬよう、支払猶予等相当額を一般会計からの補助金及び地方財政措置により手当する。との割合は8：2とする。

なお、地方財政措置として、県は特別な県債を発行することとし、その元利償還金については地方交付税措置を行う。特別な県債については政府資金で引き受けることとする。

また、支払猶予等に係る将来のチッソからの償還金は、上記及びの返還等に充てる。

(3) 熊本県は、財団法人水俣病問題解決支援財団に対して、一時金貸付金のうち国庫補助金相当額85%について、チッソからの返済を免除するよう要請する。この場合、県から国への当該貸付金に係る国庫補助金の返還は不要とする。

3. その他

(1) これまでのチッソに対する金融支援措置に関して、万一不測の事態が発生しチッソからの地方債の元利償還財源の確保が困難となった場合には、従来の閣議決定に基づき、国において「万全の措置」を講ずるものとする。

(2) 今回の抜本策に基づく支援措置によっても、水俣病患者に対する補償金支払に支障が生じることとなった場合には、その救済の在り方について関係省庁間において協議を行い、所要の措置を講ずる。

(3) 今回の抜本策に基づく支援措置の実施に関する連絡を行う場として、関係省庁及び熊本県による「チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議」を設けるものとする。